

常任委員会における報道関係者の撮影について

1 撮影許可申請に係る手続き等

委員会開催日までに撮影許可申請書（様式は任意）を議会事務局まで提出の上、当日は必ず開会20分前に来庁をお願いします。

また、委員会開会前の撮影（いわゆる前撮り）を希望する場合には申請書の提出に併せてお申し出ください。

※ 委員会開会前の委員協議会において、委員長から許可する旨を諮り、撮影及び傍聴の許否を決定します。

※ 定員を超える場合は、入室できませんので御了承ください。

2 撮影における制限事項

- (1) 委員会開会中は、指定された場所（傍聴席周辺）以外での撮影を行わないこと。
- (2) 本人の同意を得た場合においても、他の傍聴者の撮影を行わないこと。
- (3) カメラ機材の持ち込み等にあたり、他の傍聴者の傍聴環境を悪化させないこと。
- (4) その他、傍聴規則第8条及び第10条の規定を遵守すること。
- (5) 以上の制限事項に反する行為があった場合、委員長の秩序保持権により退場させることがある。

3 その他

撮影許可申請等に関し御不明な点は、議会事務局までお問合せください。

◆ 東海市議会傍聴規則（抜粋） ◆

（傍聴人の守るべき事項）

第8条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子、外とう等を着用しないこと。
- (2) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (3) 私話し、又は談笑しないこと。
- (4) 議場の言論及び行為に対し、言語、拍手等をもって批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (5) 携帯電話等の音を発する機器を用い、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (6) 前各号に規定するほか、議場の秩序を乱し、又は議事を妨害するような行為をしないこと。

（係員の指示）

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

第1・第2委員会室（撮影可能場所）

出入口

委員	議事課長	事務局長	委員長	副委員長	委員
委員					委員
委員					委員

事務局

執行部席					
------	--	--	--	--	--

執行部席					
------	--	--	--	--	--

執行部席					
------	--	--	--	--	--

執行部席					
------	--	--	--	--	--

執行部席					
------	--	--	--	--	--

執行部席					
------	--	--	--	--	--

柱

柱

議員
傍聴席



傍聴席

傍聴席

傍聴席

傍聴席

傍聴席

出入口

撮影可能
場所